

## あすてっぷ コワーキング 利用規約

この規約は、神戸市（以下「市」という。）が運営する女性向けコワーキングスペース「あすてっぷコワーキング」（以下「コワーキングスペース」という。）の利用について、必要な事項を定めるものである。

### 1. 設置目的

女性の就労や就業継続、キャリアアップ等女性活躍の促進、また、男性の家庭生活への参画促進を目的として運営する。利用者は、当該目的に沿い、仕事または就職の準備活動等に利用することとする。

### 2. 対象施設及び利用時間

対象施設及び利用時間については、下記のとおりとする。臨時休館や変更がある場合はコワーキングスペースの公式ウェブサイト（以下「公式サイト」という。）にて随時周知を行う。

#### （1）あすてっぷコワーキング こうべ

- ①所在地 神戸市中央区橘通3丁目4番3号
- ②開館日時 火～土曜日 9～20時
- ③休館日 日・月曜日、祝日、年末年始（12/28～1/4）

#### （2）あすてっぷコワーキング 学園都市

- ①所在地 神戸市西区学園西町1丁目1 ユニバープラザ2階
- ②開館日時 月～土曜日 9～20時
- ③休館日 日曜日、祝日、年末年始（12/28～1/4）

### 3. 利用料金

無料とする。

### 4. コワーキング利用対象者

利用対象者は、以下の①～④をすべて満たす者とする。

- ①神戸市内在住または在勤の者
- ②18歳以上（高校生を除く）の者
- ③以下の（ア）または（イ）のいずれかに該当する者
  - （ア）女性
  - （イ）子ども（小学生以下に限る）を同伴する男性
- ④本規約に同意の上で、「あすてっぷコワーキング」予約サイト（以下「予約サイト」という。）より会員登録された方で、本利用規約の「1. 設置目的」に沿った活動をする者

### 5. 利用申し込み

- （1）利用者は、利用開始時間までに、予約サイト上で利用日時等の必要事項を入力し、予約を行うこと。

- (2) 利用をキャンセルする場合、速やかにキャンセルの処理を行うこと。無断キャンセルが続いた場合、本コワーキングスペースを利用できなくなることがある。

## 6. 施設の利用

- (1) 利用者は、本規程を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって利用すること。
- (2) 利用者は、コワーキングスペースを利用後、設備・備品等を元に戻すこと。
- (3) 利用者は、防犯上、室内には防犯カメラが作動し、撮影されていることを承諾すること。
- (4) 利用者は、閉館時間までに自ら退館すること。

## 7. 附帯サービスの利用

利用者は、コワーキングスペースを利用する場合に限って、以下の附帯サービスを利用することができる。

### (1) 保育サービスの利用

- ① 市は、希望する利用者に対し、保育サービスを提供する。サービスの提供日時等については、予約サイトに記載のとおりとする。なお、日時等に変更がある場合は、同サイトにて周知する。
- ② 保育サービスの対象は、利用者が同伴する6か月～就学前の子どもとする。
- ③ 保育サービスの利用希望者は、予約サイト上で利用日時等の必要事項を入力し、予約を行うこと。
- ④ 利用者は、一月の予約上限回数の範囲内で保育サービスを利用できるものとする。予約上限回数は予約サイトに記載のとおりとする。
- ⑤ 利用者は、キャンセルの必要が生じた場合、速やかに予約サイトでキャンセル手続きを行うこと。当日キャンセルなど、予約サイトでキャンセルできない場合は、利用開始時間までに電話またはEメールで予約している施設へ連絡すること。無断キャンセルが続いた場合、本サービスが利用できなくなることがある。
- ⑥ 体調不良の子どもを預けることはできない。また、サービス利用中に子どもの体調に変化があった場合は、サービスを中断または終了する場合がある。
- ⑦ 保育サービスの利用者は、サービスの利用中、施設を離れてはならない。

### (2) 個室型ワークブースの利用

- ① 利用希望者は、予約サイト上で利用日時等の必要事項を入力し、予約を行うこと。
- ② 1日あたりの利用時間の上限は2時間とする。ただし、施設管理者が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 利用者は、利用をキャンセルする場合、速やかにキャンセルの処理を行うこと。無断キャンセルが続いた場合、本サービスが利用できなくなることがある。

### (3) Wi-fiの使用

- ① 利用者は、当施設のインターネット環境サービスを利用できる。ただし、利用にあたっては、「あすてっぷコワーキング Wi-Fi 利用規約」を順守すること。

※あすてっぷコワーキング Wi-Fi 利用規約

[https://astep.city.kobe.lg.jp/wp-content/uploads/2024/07/Wi-fikiyaku\\_202408081.pdf](https://astep.city.kobe.lg.jp/wp-content/uploads/2024/07/Wi-fikiyaku_202408081.pdf)

### (4) キッズスペースの利用

- ① 利用者がコワーキングスペースを利用している間のみ、その子どもはキッズスペースを利用することができる。
  - ② キッズスペースの利用者が多く、安全が確保されない場合には、利用者数の調整を行うことがある。
- (5) ノートパソコン及び付属品（以下「パソコン等」という。）の利用
- ① 市は、希望する利用者に対し、パソコン等の貸出を行う。貸出可能時間は、予約サイトに記載のとおりとする。
  - ② 利用希望者は、予約サイト上で利用日時等の必要事項を入力し、予約を行うこと。
  - ③ 利用をキャンセルする場合、速やかにキャンセルの手続きを行うこと。無断キャンセルが続いた場合、本サービスが利用できなくなることがある。
  - ④ 1日あたりの利用時間の上限は4時間とする。ただし、施設管理者が認めた場合はこの限りではない。
  - ⑤ パソコン等に障害、破損等が発生した場合、利用者は速やかに受付に申し出ること。当該申し出があった場合、パソコン等の修理等の処置については、市の指示に従うこと。
  - ⑥ パソコン等の破損などが利用者の故意又は重大な過失によるものと本市が認めたときは、利用者は、代替品相当の価格を限度として弁償しなければならない。
  - ⑦ 利用者はパソコンの使用にあたり、下記を守らなければならない。
    - ・貸出時間中、利用者はパソコン等の破損・紛失・盗難の防止等に十分留意しなければならない。
    - ・返却時には、パソコン等の内部の情報や作成したデータは完全に削除しなければならない。また、特定のサイト等にログインした場合は、必ずログアウト処理を行うこと。これらのデータ削除やログアウト処理を行わなかったことにより、データ等が他の利用者や外部へ流出した場合、市は一切の責任を負わない。
    - ・利用者は無断でフリーソフト等をインストールしてはならない。
  - ⑧ パソコン等の利用にあたり、以下の行為は禁止とする。
    - ・第三者への転貸や施設外への持ち出し
    - ・仕事または就職の準備活動以外の目的の使用
    - ・強く叩いたり、落とすなどの故障につながる行為
  - ⑨ 以下のいずれかの項目に該当する行為を行った者には、パソコン等の貸出を行わない。
    - ・違法コピーなどのソフトウェアの不正利用を行った場合
    - ・情報倫理上問題のある行為を行った場合
    - ・無断でコンピュータ名の変更やソフトウェアのアンインストール等を行った場合
    - ・無断で返却時刻までに返却しない場合
    - ・コワーキングスペース内ネットワークの運営に支障をきたす行為を働いた場合

## 7. 同伴者の利用

- (1) 利用者は以下の①および②をすべて満たす場合に限り、利用者1名につき1名まで、本規約で定める利用対象者以外の者を同伴して利用することができる。ただし、小学生以下の子どもは以下によらず同伴させることができる。
  - ① 18歳以上（高校生を除く）の個人の方
  - ② 利用者と同伴者が一緒に作業や打ち合わせなど、本規約の「1. 設置目的」に沿った活動を

## 行う場合

- (2) 同伴者と一緒に利用できる時間帯は 17:00～20:00 とする。
- (3) 上記(1)および(2)に該当する場合でも、コワーキングスペースの予約状況や混雑状況によって、同伴者の利用を制限する場合がある。

## 8. コワーキングスペース内における禁止事項

- (1) 立ち入りを認めていない場所に侵入すること
- (2) 飲食および喫煙をすること。ただし、12:00～14:00 の間の飲食（酒類を除く）及び水分補給のための飲料水等の摂取はこの限りではない。
- (3) 仮眠スペースとして利用すること
- (4) 商品の販売、宗教活動又は政治活動を行うこと
- (5) 経営の拠点として、登記や外部に表示すること
- (6) 大声での会話、大音量の音楽など、他の利用者の迷惑となる行為をすること
- (7) 火気等の使用又は火気等の危険物持ち込むこと
- (8) 法令等に違反する行為を行うこと
- (9) 設置目的に沿わない活動をすること

## 9. 免責事項

市は、本規程に定める事項のほか、以下の内容につき、一切の責任を負わない。

- (1) 利用者間もしくは利用者と第三者の間で生じたトラブル
- (2) コワーキングスペース内における、利用者の責めに帰すべき事故
- (3) コワーキングスペース内での利用者が所有する動産等の盗難・紛失・破損・汚損

## 10. 情報発信

市は、利用者の登録情報を用いて、以下の内容について情報発信することがあり、利用者はそれを承諾する。

- (1) コワーキングスペースの運営に関するお知らせ
- (2) コワーキングスペースで実施される各事業の案内
- (3) その他、男女共同参画・女性活躍に関する周知事項

## 11. 個人情報の取扱い

市は収集した個人情報を適切に管理し、利用者の許可なく第三者へ開示しない。

## 附則

令和3年9月16日 神戸市男女共同参画センター決定

令和4年4月1日 改定

令和4年7月22日 改定

令和6年8月1日 改定